

令和7年度佐世保市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施施設の認可に係る意見について

1 認可の内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び佐世保市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年佐世保市条例第19号）等の関係法令による審査の結果、幼保連携型認定こども園 みなとこども園ほか20施設に対し、乳児等通園支援事業の認可を行うものです。

2 認可案

「資料1（4）本件認可に対する本市の考え方」に示すとおり、本事業の実施に際し、認可申請者 幼保連携型認定こども園 みなとこども園ほか20施設は、適正かつ円滑な事業運営が可能と考えられることから、乳児等通園支援事業の実施施設として認可することが適当と考えます。
実施施設は、別紙「佐世保市乳児等通園支援事業認可施設一覧」のとおり。

【意見書】

上記、「令和7年度佐世保市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施施設の認可」に対する私の意見は 以下のとおりです。

（いずれかに○をお願いいたします。）

1 意見なし（認可案のとおりで可）

2 意見あり

[意見記入欄]

令和 年 月 日

氏 名 _____

令和7年7月14日（月）までに同封しておりますレターパックにてご返送ください。